

令和 6 年度 病院・診療所における定期立入検査の結果

1 根拠法令等

医療法第 25 条第 1 項の規定に基づき、「医療法第 25 条第 1 項の規定に基づく立入検査要綱」（厚生労働省医政局）に準じて行う。

2 対象施設及び実施施設数

施設区分	実施周期	対象施設数 ^{※2}	実施施設数 ^{※3}
病院	毎年	32	32
医科診療所	6 年毎 ^{※1}	666	85
歯科診療所	6 年毎	381	60

※1 有床診療所及び透析を実施する診療所は 3 年毎

※2 対象施設数は令和 7 年 3 月 31 日時点

※3 使用前検査等の随時立入検査は除く

3 検査項目

項目 番号	主な内容	検査項目数		
		病院 ^{※4}	医科診療所 ^{※5}	歯科診療所 ^{※5}
1	医師や薬剤師、看護師など医療従事者の定数に関すること	6	-	-
2	施設や設備、運営体制などの管理及び医療法上の手続きに関すること	74	51	51
3	診療等に関する記録の管理や保管のほか院内掲示に関すること	8	6	6
4	検体検査や滅菌消毒、食事の提供などの業務委託に関すること	10	9	9
5	消防計画や防火・消火用設備などの整備に関すること	5	3	3
6	放射線装置を設置する診療室の構造や装置の適切な運用などに関すること	31	7	7
	計	134	76	76

※4 「医療法第 25 条第 1 項の規定に基づく立入検査要綱」（静岡県）に定める項目

※5 病院に準じた計 77 項目及び透析診療内容（該当する施設のみ）

4 検査結果

主な指摘事項及び各項目について指摘した施設数は下表のとおり。

なお、複数の項目で指摘した施設があり、施設数と指摘件数は一致しない。

（１）病院

項目 番号	主な指摘事項	施設数
1	・ 医療従事者（薬剤師）の不足	15
2	・ 構造設備など医療法上の許可事項変更手続き漏れ ・ 診療用放射線、医薬品、医療機器に係る安全管理のための体制確保の不備 ・ 定期健康診断の未受診 ・ 検体検査業務の適正な実施に必要な基準への不適合	

（２）医科診療所

項目 番号	主な指摘事項	施設数
2	・ 変更届の未届 ・ 診療用放射線の安全利用のための指針の未整備 ・ 従業者に対する診療用放射線の安全使用のための研修の未実施	42
6	・ 放射線装置を設置する診療室の使用中の表示の不備	

(3) 歯科診療所

項目 番号	主な指摘事項	施設数
2	・ 変更届の未届 ・ 診療用放射線の安全利用のための指針の未整備 ・ 従業者に対する診療用放射線の安全使用のための研修の未実施	24
3	・ 歯科技工指示書の記載事項の不備	

5 指摘事項に係る改善措置状況の報告

法令等への違反を指摘した全ての施設から改善措置状況が報告された。
今後、次回以降の立入検査等において改善状況を確認していく。

以上